

令和3年度第2回 東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会

会議録

日時 令和3年12月20日（月）

午前9時58分～午前11時28分

場所 海野宿ふれあいセンター 2階

○主催者（事務局）：教育委員会事務局教育部教育課文化財係

○出席者

委員：宮下知茂会長、所繁未委員、市川隆委員、滝澤篤委員、茂木裕之委員、
関理委員

事務局：教育次長 坂口光枝、教育課長 山邊修、文化財係主幹 山内智晴、
文化財係主査 小林美和、文化財専門員 堀田雄二

○欠席者

委員：関照司副会長、橋本俊彦委員

○討議内容及び経過

なお、個人情報に係る部分につきましては、公表を控えさせていただきます。

1 開会

2 あいさつ

宮下知茂会長

3 報告案件

(1) 令和3年度国庫補助事業の進捗状況について

説明要旨

今年度修理対象物件7棟の内、工事完了物件が5棟、工事中が1棟、着工準備中が1

棟である。

質疑・意見

なし

(2) 現状変更行為の許可状況について

説明要旨

前回審議会 9 件以降提出された変更行為について 5 件許可をした。

質疑・意見

なし

4 審議事項

(1) 令和 4 年度国庫補助事業の対象物件について

説明要旨

前回審議会では優先度の高い 4 件 6 棟を対象物件とすることで承認されたが、申請者からの申出により、5 棟の申請とする。

質疑・意見

委員 ○○家土蔵の下屋はどのようになるか。

事務局 現在の鉄骨の下屋を撤去し、木製の下屋を修景で新設する。

委員 ○○家主屋の基礎はどのようになっているのか。

事務局 コンクリートの土台が一部 10 cm くらい沈下している。桁や柱も腐朽しており、水が浸みたようだ。基礎からの補修が必要となる。

会 長 令和4年度国庫補助事業の対象物件は4件5棟で申請手続きをすること。

(2) 特定物件の変更について

説明要旨

令和4年度修理計画の物件で、申請者からの申出により、保存計画の種別がその他になっているが主屋の付属屋であるため種別を主屋に含むこととして変更したい。このことにより、補助限度額が変更になり修理事業を円滑に実施できる。

質疑・意見

委 員 建造物としては、主屋とは別である。補助金はどのように決めるのか。

事務局 見直し調査（平成21年度）後付属屋として主屋に含めるべき特定物件がある。補助金限度額は、東御市文化財保護事業等補助金交付要綱による。

会 長 諮問どおり、上雪隠を主屋の付属屋として一体とした物件とする。

(3) 現状変更行為許可申請について

報告案件(2) ○○家の申請書について、事前着工及び除却をしている。他市町村では事前着工等について、顛末書の提出を求めているが、この案件について顛末書の提出を求めることとしてよいか。条例等には材料について詳しく記載されていないが、かつてこの地域で使われていた部材を使うように指示されている。申請書では、この地域に普及していない部材を使いたいなどの希望がある。

質疑・意見

会 長 ありようが問題である。

事務局 条例ではあらかじめ許可を得るように謳っている。

委 員 図面が出てから協議するのがよい。

委 員 基準に不明な点が多い。修景、修理とも基準を明確に定めたほうがよい。

委員 細かいことを言って規制をすると。住む人がいなくなる心配がある。修理にもお金がかかるため、自分は外に出た。自分の財産でもあり、生活の質を落とすたくないため、改造はしたい。

委員 条例があるのなら、条例に基づいて行うべきである。

会長 外観を元のようにする。保存地区内の建造物は、計画時の様式あるいはそれ以前の建造当時の様式に修理する。保存会でどのように知らせていくか、課題である。自分の財産、生活の質を落とさないように、保存地区内の建造物については、外観は修理等していくこと。顛末書の提出でよい。

5 その他

・今年度国庫補助で修理事業が完了した物件で、屋根瓦の葺替後鯨の位置が変わってしまったと意見された。申請者には伝えたが、修理前後の様子がよくわからないのかもしれないが、訴えはない。施工業者は雨仕舞のためと言っているが、こちらからの指示を待っている。

質疑・意見

委員 直してもらえばよい。

会長 申請者に写真などで示して、直してもらおうようにしてください。

・審議会の任期が来年1月末日までとなっており、現委員からお二人次期延長は辞退される申し出があったが、他の委員の皆さんは延長してよいか。

申し出委員の他出席委員5名承知。

質疑・意見

会長 現在委員が8人、住んでいる人で、修理修繕の協力をしてもらっている人をあと2人くらい増やしてはどうか。

事務局 委員の交代も合わせて、選任する。

- ・ 会 長 ○○氏宅卯建の上にある厄除けの唐獅子は珍しいものである。長野市博物館や善光寺などにあるが、大切にしたいものである。

質疑・意見

なし

- ・ 会 長 今後、修理費の補助金上限額について、見直していきたい。

質疑・意見

なし

- ・ 会 長 近世を専門とする学芸員を配置するよう副市長にお願いした。地域の歴史を知ったうえで勉強していかないと、文化財行政が続かない心配がある。移住者や開発者は、住民が培ってきたものを破壊する恐れがある。
市は、文化財行政を充実させるようにしてほしい。

質疑・意見

なし

- ・ 委 員 本海野区で、アンケートを取ったが、中に、以前支区の作業場で、現在は個人の所有になっている倒壊しそうな建造物があり、市では、所有者に注意などをして
いるのか。通行人がけがをする前に、何とかしなければ。けが人が出た場合、市は
責任を取るのか。現場を確認するように。区から市へ通知するよう要求したことを
記録しておくように。

事務局 保存計画の選定時には、非特定物件であったが、平成 21 年度の見直し調査の後、所有者から平成 24 年度に保存計画に追加の申請があった。保存計画から外す

ことはできない。計画に追加された時にも、支柱や保護策を立てて保全するよう依頼している。修理については、まず主屋の修理をしてからとのことで、板塀の修理などを行っている。これまでに何度か修理等するように話しているが、自分の所有物なので、構うなど言われてしまう。建造物は、そのままになっており、傷みがひどくなってきている。被害について、所有者の責任となる。

現場を確認し、改めて所有者に通知する。

会 長 朽ちさせてはならない。個人の財産ではあるが、保存地区内のことなので、保存についての意識を持ってもらいたい。

6 閉会